

災害時被災者支援制度の見直しに関する指定都市市長会要請

東日本大震災においては、極めて多数の被災者に対して様々な支援が実施される中、被災地の基礎自治体は限られたマンパワーのもとで被災者に対する丁寧な対応と、国や広域自治体等との調整を進めてきたところである。

国においては、災害時の被災者支援制度の見直しが実施又は検討されていると認識しているが、大規模災害発生時に、より効果的かつ円滑に被災者支援を行うためには、各種制度の事務手続の軽減も含めた更なる制度の見直しが不可欠である。

このことを踏まえ、指定都市市長会では、次のとおり災害時の支援制度等
の見直しについて要請する。

平成26年5月29日
指定都市市長会

1 罹災証明制度

〈現状及び課題〉

- 中小企業支援補助事業等の融資の申請で必要とされる住家以外の建物の被害に対する罹災証明については国の指針がなく、その調査や判定、発行において市町村間の取扱いにばらつきがある。
- 住家の被害に対する罹災証明に関し、集合住宅の被害判定について、共用部分の被害の判定方法などが指針では明確になっていない。
- 東日本大震災において高速道路無料化で必要な提示書類とされたため、申請件数が急増し、現場に混乱が生じた。

〈要請内容〉

- 1 市町村間の対応に差が生じないように、非住家の被害についての認定指針等を整備するとともに、住家についても、東日本大震災での実態を踏まえ、被害認定基準運用指針の更なる見直しを図ること
- 2 事務に多大なマンパワーが必要となることを踏まえ、支援の必要性の認定が罹災証明でなければ行えないものに限定して提出書類とするなど、支援制度と罹災証明との関連付けのあり方を整理すること

2 被災者生活再建支援制度

〈現状及び課題〉

- 現行制度においては、宅地被害は対象とならず、宅地の液状化や崩落被害等があっても住家被害がなければ支援対象とならない。
- 住家の被害程度が半壊であっても大規模補修や解体を伴わないときは支援対象とならない。
- 津波により住家・家財等、生活基盤が流出する重大な被害でも、他の「全壊」被害と同じ支援額である。

〈要請内容〉

- 1 住家被害の有無にかかわらず宅地被害が生じた者、住家被害が半壊で大規模補修や解体を伴わない者も対象とするなど、支援対象の見直しを行うこと
- 2 津波により住家全体が流出した世帯など被害が甚大な世帯に対する支援の拡充を図ること

3 災害援護資金貸付制度

<現状及び課題>

- 市町村が国貸付金の償還を免除される場合は、被災者が死亡、著しい障害で返済不能となったときに限定され、自己破産や行方不明等で回収不能となる事案が生じた場合であっても、市町村の償還は免除されない。
- 貸付債権については、税債権等のように債務者の財産等に対する調査権限が自治体がないことから、債務者の資力判断や滞納処分などの債権管理が困難な事案が生じている。
- 国貸付金の予算措置が補正予算で行われており、それまでの資金繰りは全額自治体で確保しなければならない。

<要請内容>

- 1 国貸付金の償還免除要件について、東日本大震災において特別法で拡充された要件を一般化するとともに、被災者の破産等により回収不能となる場合は、市町村の負担が生じないように見直すこと
- 2 貸出市町村に対して債務者の財産等への調査権限の付与を検討するなど、貸付債権の適正な管理に資する権限等について見直しを行うこと
- 3 貸付期間が複数年にわたる場合、震災発生年度の翌年度以降は当初予算による計上を行うなど、国において確実な予算の確保及び早期執行に努め、被災自治体の負担の軽減を図ること

4 応急仮設住宅の提供

<現状及び課題>

- 応急借上げ住宅（いわゆる「みなし仮設」）は、現物給付の原則により、被災者（入居者）、市町村（受付窓口）、都道府県（貸借人）、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を何回も往復する煩雑な手続となり、被災自治体の負担となっている。
- 供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではそのたびに契約更改が必要となる。

<要請内容>

みなし仮設については、金銭給付の導入や入居期間の複数年決定など、事務の簡素化に配慮した制度の見直しを行うこと

5 住宅の応急修理

〈現状及び課題〉

- 現物給付の原則により、被災者（入居者）、市町村、修理業者の3者間でのやり取りが必要であり、煩雑な手続となっている。
- 応急期の住宅修理が制度の趣旨だが、申請に罹災証明を必要とするため、復旧期の被災者生活再建支援制度と同時期での実施となり、手続の異なる類似の制度が並存している。

〈要請内容〉

復旧期での実施が基本となっている実情を踏まえ、金銭給付の導入や被災者生活再建支援制度との一体的な制度設計を検討するなど、見直しを図ること

6 損壊家屋解体撤去

〈現状及び課題〉

- 災害廃棄物処理事業の実施主体が市町村に限られ、すべての解体工事について市が解体業者と契約を締結する必要があり、手続が煩雑である。

〈要請内容〉

事務の簡素化を図るため、金銭による撤去費用の助成も認めるなど、弾力的な運用ができるよう見直しを図ること